

鹿 児 島 県 公 報

平成28年12月26日（月）第3275号の2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿児島県職員扶養手当支給規則等の一部を改正する規則（※）（人事課取扱い） 1
○単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（※）
（人事課取扱い） 7

告 示

- 非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額の一部改正（※）
（人事課取扱い） 13

教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則及び教育職員の給料の調整額に関する規則
の一部を改正する規則（※）（教職員課取扱い） 18

公 安 委 員 会 規 則

- 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（※）
（警務課取扱い） 20
○鹿児島県地方警察職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（※）
（警務課取扱い） 25

規 則

鹿児島県職員扶養手当支給規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第47号

鹿児島県職員扶養手当支給規則等の一部を改正する規則

(鹿児島県職員扶養手当支給規則の一部改正)

第1条 鹿児島県職員扶養手当支給規則（昭和26年鹿児島県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の2条を加える。

(行政職給料表の9級の職員に相当する職員)

第1条の2 条例第9条第1項の知事が人事委員会と協議して定める職員は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものとする。

(行政職給料表の8級の職員に相当する職員)

第1条の3 条例第9条第3項の知事が人事委員会と協議して定める職員は、研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものとする。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項を次のように改める。

(平成28年改正条例附則第4項から第6項までの規定が適用される間の読替え)

2 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条第1項中「条例第10条第1項」とあるのは、「鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年鹿児島県条例第38号。次項において「平成28年改正条例」という。）附則第4項から第6

項までの規定により読み替えられた条例第10条第1項」とする。

附則に次の1項を加える。

（行政職給料表の8級以上の職員に相当する職員）

3 平成28年改正条例附則第6項の規定により読み替えられた条例第9条第3項の知事が人事委員会と協議して定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの

(2) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの

（職員の給料の調整額に関する規則の一部改正）

第2条 職員の給料の調整額に関する規則（昭和32年鹿児島県規則第76号）の一部を次のように改正する。

別表第2アの表1級の項中「6,304円」を「6,372円」に、「6,354円」を「6,421円」に、「6,408円」を「6,475円」に、「6,457円」を「6,525円」に、「6,507円、6号給6,556円」を「6,574円」に改める。

別表第2エの表1級の項中「7,128円」を「7,204円」に、「7,191円」を「7,267円」に、「7,258円」を「7,335円」に、「7,321円」を「7,398円」に、「7,389円」を「7,465円」に、「7,456円」を「7,533円」に、「7,524円」を「7,600円」に、「7,591円」を「7,668円」に、「7,650円」を「7,726円」に、「7,726円」を「7,803円」に、「7,798円」を「7,875円」に、「7,870円」を「7,947円」に、「7,938円、14号給8,028円」を「8,014円」に改め、同表2級の項中「8,365円」を「8,442円」に、「8,460円」を「8,536円」に、「8,554円」を「8,631円」に、「8,644円」を「8,721円」に、「8,739円」を「8,815円」に、「8,842円」を「8,919円」に、「8,946円」を「9,022円」に、「9,049円」を「9,126円」に、「9,157円」を「9,234円」に、「9,220円」を「9,297円」に、「9,283円、12号給9,346円」を「9,360円」に改める。

（職員の給料の特別調整額に関する規則の一部改正）

第3条 職員の給料の特別調整額に関する規則（昭和35年鹿児島県規則第90号）の一部を次のように改正する。

別表第5アの表別表第1に掲げる職の項中「116,800円」を「116,900円」に改める。

（鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則の一部改正）

第4条 鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則（昭和36年鹿児島県規則第119号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員			2 項職員	3 項職員	4 項職員
	1 種	2 種	3 種			
	円	円	円	円	円	円
1 年 未 満	413,800	368,000	308,000	50,600	100,000	30,000
1年以上2年未満	413,800	368,000	308,000	50,600	100,000	30,000
2年以上3年未満	413,800	368,000	308,000	50,600	100,000	30,000
3年以上4年未満	413,800	368,000	308,000	50,600	100,000	30,000
4年以上5年未満	413,800	368,000	308,000	50,600	100,000	30,000
5年以上6年未満	413,800	368,000	308,000	50,600	90,000	30,000
6年以上7年未満	413,800	368,000	308,000	48,800	80,000	30,000
7年以上8年未満	413,800	368,000	308,000	47,000	60,000	30,000
8年以上9年未満	413,800	368,000	308,000	45,200	40,000	30,000
9年以上10年未満	413,800	368,000	308,000	43,400	20,000	30,000
10年以上11年未満	413,800	368,000	308,000	41,600		30,000
11年以上12年未満	413,800	368,000	308,000	39,800		27,000
12年以上13年未満	413,800	368,000	308,000	38,000		24,000
13年以上14年未満	413,800	368,000	308,000	36,200		21,000
14年以上15年未満	413,800	368,000	308,000	34,800		18,000

15年以上16年未満	413,800	368,000	308,000	33,400	15,000
16年以上17年未満	409,400	364,000	304,700	32,000	12,000
17年以上18年未満	405,000	360,000	301,400	30,600	9,000
18年以上19年未満	400,600	356,000	298,100	29,200	6,000
19年以上20年未満	396,200	352,000	294,800	27,800	3,000
20年以上21年未満	391,800	348,000	291,500	26,400	
21年以上22年未満	372,400	331,100	277,700	25,800	
22年以上23年未満	352,600	313,900	263,700	25,200	
23年以上24年未満	333,300	297,200	250,200	24,200	
24年以上25年未満	313,900	280,300	236,300	23,600	
25年以上26年未満	294,400	263,400	222,600	23,000	
26年以上27年未満	271,700	242,600	205,000	22,400	
27年以上28年未満	249,500	222,200	187,900	21,800	
28年以上29年未満	227,100	201,800	170,600	21,000	
29年以上30年未満	204,300	181,000	153,000	20,700	
30年以上31年未満	179,500	159,100	135,000	20,300	
31年以上32年未満	154,600	137,200	116,700	19,700	
32年以上33年未満	130,000	115,500	98,800	18,800	
33年以上34年未満	91,900	83,600	72,800	17,900	
34年以上35年未満	56,600	53,800	48,500	17,200	

（鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正）

第5条 鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和44年鹿児島県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「100分の95.5以上100分の160」を「100分の107.5以上100分の180」に、「100分の119.5以上100分の200」を「100分の131.5以上100分の220」に改め、同項第2号中「100分の87以上100分の95.5」を「100分の98以上100分の107.5」に、「100分の109以上100分の119.5」を「100分の120以上100分の131.5」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の78.5」を「100分の88.5」に、「100分の98.5」を「100分の108.5」に改める。

第15条第1項第1号中「100分の37.5超」を「100分の43.5以上」に、「100分の47.5超」を「100分の54.5以上」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の37.5」を「100分の41.75」に、「100分の47.5」を「100分の51」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前条第3項の規定は、第1項第1号に掲げる職員として成績率を定める者の数について基準となる割合を定める場合に準用する。

（鹿児島県立短期大学に勤務する学校職員の管理職手当、期末手当及び勤勉手当並びに退職手当の支給に関する規則の一部改正）

第6条 鹿児島県立短期大学に勤務する学校職員の管理職手当、期末手当及び勤勉手当並びに退職手当の支給に関する規則（昭和45年鹿児島県規則第28号）の一部を次のように改正する。

題名中「学校職員の」の次に「扶養手当、」を加える。

第1条中「」の次に「扶養手当、」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（扶養手当の行政職給料表の8級の職員に相当する職員）

第1条の2 条例第10条第1項の規定により県職員の例によることとされる扶養手当の支給について、教育職給料表（一）の適用を受ける職員であつて、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに相当する職員として定めるものは、その職務の級が4級であるものとする。

（鹿児島県職員の住居手当支給規則の一部改正）

第7条 鹿児島県職員の住居手当支給規則（昭和50年鹿児島県規則第14号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項を次のように改める。

（平成28年改正条例附則第4項から第6項までの規定が適用される間の読替え）

2 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条第2号中「条例第10条第1項」とあるのは、「鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年鹿児島県条例第38号）附則第4項から第6項までの規定により読み替えられた条例第10条第1項」とする。

附則第3項を削る。

（初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部改正）

第8条 初任給，昇格，昇給等に関する規則（昭和60年鹿児島県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第7アの表中

36	36
36	36
37	37
38	37
39	38
40	38
41	39
41	39
42	40
42	40
43	41
43	41
44	42
44	42
45	43

を に改める。

別表第7イの表中

58	57	38	37
		38	38
		38	38
		39	38

「 32 32 32 33 34 35 36 37 37 38 38 39 39 40 」	を	「 32 32 32 33 33 34 34 35 35 36 36 37 38 39 」	に、	「 58 59 59 60 60 61 61 61 61 62 62 62 62 63 63 63 63 64 」	を	「 58 58 58 59 59 59 60 60 60 60 61 61 61 61 62 62 62 63 63 63 」	に、	「 39 39 40 40 40 40 40 41 41 41 41 41 42 42 42 42 43 43 43 43 」	を	「 38 39 39 39 39 40 40 40 40 40 41 41 41 41 41 42 42 42 42 42 」	に改める。
--	---	--	----	--	---	--	----	--	---	--	-------

別表第7オの表中

「 82 82 82 」	「 81 82 82 」
--------------------------	--------------------------

82		82
83		82
83		82
83		83
83		83
84		83
84		83
84		83
84		84
85	を	84 に改める。
85		84
85		84
85		84
86		85
86		85
86		85
86		86
87		86
87		86
87		87
87		87
88		87

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第6条及び第7条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の職員の給料の調整額に関する規則の規定、第3条の規定による改正後の職員の給料の特別調整額に関する規則の規定、第4条の規定による改正後の鹿児

島県職員の初任給調整手当支給規則の規定、第8条の規定による改正後の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正後の初任給等規則」という。）の規定は平成28年4月1日から、第5条の規定による改正後の鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（以下「改正後の期末手当等支給規則」という。）の規定は同年12月1日から適用する。

（勤勉手当の成績率の特例）

- 3 当分の間、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下この項において「再任用職員」という。）以外の職員（鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号）第8条の2第1項の規定により給料の特別調整額の支給を受ける職員を除く。）に対する改正後の期末手当等支給規則第14条の規定の適用については同条第1項第1号中「100分の107.5以上100分の180以下」とあり、及び同項第2号中「100分の98以上100分の107.5未満」とあるのは「100分の88.5」とし、再任用職員に対する改正後の期末手当等支給規則第15条の規定の適用については同条第1項第1号中「100分の43.5以上」とあるのは「100分の41.75」とする。

（平成28年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

- 4 平成28年4月1日からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給等規則の規定による号給が第8条の規定による改正前の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給等規則の規定にかかわらず、同条の規定による改正前の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定による号給とするものとする。

（施行日から平成29年3月31日までの間における異動者の号給）

- 5 施行日から平成29年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

.....

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第48号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和32年鹿児島県規則第77号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条，第3条関係）

現 業 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	127,900	179,200	200,900	248,200	277,500
	2	128,800	180,700	202,300	249,400	279,400
	3	129,800	182,200	203,700	250,500	281,200
	4	130,700	183,700	205,000	251,700	283,000
	5	131,700	185,000	206,300	252,600	284,800
	6	132,700	186,500	207,700	253,900	286,600
	7	133,700	187,900	209,100	255,000	288,300
	8	134,700	189,300	210,500	256,200	290,100
	9	135,500	190,700	211,900	257,300	291,800
	10	136,500	191,900	213,500	258,400	293,600
	11	137,500	193,200	215,100	259,600	295,300
	12	138,600	194,300	216,500	260,800	297,100
	13	139,400	195,500	217,800	261,800	298,600
	14	140,400	196,600	219,300	262,900	300,300
	15	141,400	197,700	220,800	263,900	301,900
	16	142,400	198,800	222,100	264,900	303,400
	17	143,500	199,900	223,100	266,000	305,000
	18	144,700	201,000	223,900	267,200	306,600
	19	145,900	202,000	224,800	268,300	308,300
	20	147,100	203,000	225,800	269,200	310,000
	21	148,200	204,000	226,700	270,200	311,200
	22	149,400	205,100	228,200	271,300	312,600
	23	150,600	206,200	229,500	272,400	314,000
	24	151,800	207,200	230,600	273,400	315,500
	25	153,000	208,100	232,100	274,400	316,800
	26	154,500	209,000	233,400	275,500	318,300
	27	156,000	209,700	234,700	276,600	319,700
	28	157,500	210,600	236,000	277,700	321,100
	29	158,900	211,500	237,100	278,600	322,700
	30	160,400	212,700	238,300	279,700	323,900
	31	161,900	213,700	239,600	280,700	325,200
	32	163,400	214,600	240,800	281,700	326,400
	33	164,900	215,300	241,900	282,600	327,500
	34	166,700	216,500	243,200	283,500	328,400
	35	168,500	217,600	244,300	284,500	329,500
	36	170,300	218,800	245,500	285,600	330,600
	37	172,100	219,600	246,800	286,300	331,700
	38	173,800	220,800	248,000	287,200	332,800
	39	175,500	222,000	249,300	288,100	333,800
	40	177,200	223,100	250,600	289,000	334,800
	41	178,800	224,000	251,600	289,800	335,800
	42	180,200	225,200	252,900	290,800	336,800
	43	181,600	226,200	254,000	291,800	337,800
44	183,000	227,300	255,300	292,700	338,800	

45	184,500	228,400	256,200	293,400	339,700
46	185,900	229,500	257,300	294,300	340,700
47	187,300	230,600	258,500	295,200	341,700
48	188,700	231,600	259,500	296,100	342,700
49	190,000	232,600	260,700	296,800	343,600
50	191,200	233,700	261,900	297,400	344,500
51	192,300	234,800	263,100	298,100	345,400
52	193,500	236,000	264,000	298,900	346,200
53	194,600	237,100	265,100	299,500	347,000
54	195,700	238,100	266,200	300,300	347,800
55	196,800	239,000	267,400	301,000	348,600
56	197,900	239,800	268,600	301,700	349,300
57	199,000	240,800	269,500	302,400	350,000
58	200,000	241,800	270,500	303,100	350,800
59	201,000	242,800	271,600	303,900	351,600
60	202,000	243,700	272,600	304,600	352,300
61	203,100	244,700	273,700	305,200	353,000
62	204,000	245,600	274,800	305,900	353,700
63	204,900	246,500	275,700	306,600	354,400
64	205,800	247,400	276,800	307,300	355,100
65	206,500	248,200	277,700	307,800	355,700
66	207,300	249,000	278,500	308,300	356,200
67	208,000	249,800	279,300	308,900	356,700
68	208,800	250,500	280,100	309,500	357,200
69	209,200	251,300	280,900	310,100	357,600
70	209,800	251,900	281,700	310,500	
71	210,100	252,400	282,500	311,000	
72	210,700	252,900	283,200	311,500	
73	211,000	253,100	284,000	311,800	
74	211,600	253,500	284,700	312,300	
75	212,100	254,000	285,500	312,800	
76	212,900	254,500	286,300	313,200	
77	213,100	255,000	286,900	313,400	
78	213,800	255,400	287,400	313,700	
79	214,300	255,900	287,900	314,000	
80	214,900	256,400	288,300	314,300	
81	215,600	256,700	288,700	314,600	
82	216,100	257,000	289,100	314,900	
83	216,700	257,300	289,600	315,200	
84	217,400	257,600	290,100	315,500	
85	218,000	257,800	290,500	315,700	
86	218,600	258,000	291,100	316,100	
87	219,100	258,300	291,700	316,400	
88	219,800	258,600	292,300	316,600	
89	220,300	258,800	292,600	316,800	
90	220,900	259,000	293,100	317,100	
91	221,500	259,400	293,600	317,400	
92	222,000	259,600	294,000	317,700	

93	222,400	259,900	294,400	317,900	
94	222,900	260,300	294,900	318,200	
95	223,400	260,600	295,400	318,500	
96	223,900	260,900	295,900	318,700	
97	224,500	261,100	296,200	318,900	
98	225,000	261,400	296,600	319,200	
99	225,500	261,600	297,100	319,500	
100	226,000	261,900	297,600	319,700	
101	226,400	262,200	298,000	319,900	
102	226,900	262,400	298,400		
103	227,500	262,700	298,700		
104	228,100	263,000	299,000		
105	228,500	263,200	299,300		
106	229,000	263,400	299,700		
107	229,500	263,700	300,100		
108	229,900	263,900	300,500		
109	230,100	264,200	300,800		
110	230,500	264,500	301,200		
111	231,000	264,800	301,600		
112	231,500	265,000	301,900		
113	231,800	265,200	302,100		
114	232,300	265,500	302,400		
115	232,800	265,700	302,700		
116	233,300	265,900	302,900		
117	233,600	266,200	303,100		
118	234,000	266,500	303,400		
119	234,400	266,800	303,700		
120	234,800	267,100	303,900		
121	235,200	267,200	304,100		
122		267,500	304,400		
123		267,800	304,700		
124		268,100	304,900		
125		268,200	305,100		
126		268,500	305,400		
127		268,800	305,700		
128		269,100	305,900		
129		269,200	306,100		
130		269,500	306,400		
131		269,800	306,700		
132		270,100	306,900		
133		270,200	307,100		
134		270,500			
135		270,800			
136		271,100			
137		271,200			
再任用職員	192,800	203,900	222,400	243,200	273,900

備考 職員の給料月額は、この表に掲げる給料月額に100分の100.25を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）とする。

別表第5中

30	29
31	30
32	30
33	31
33	31
34	32
34	32
35	33
35	34
36	35

を に改める。

別表第7の1級の項中「5,688円」を「5,755円」に、「5,728円」を「5,796円」に、「5,773円」を「5,841円」に、「5,814円」を「5,881円」に、「5,859円」を「5,926円」に、「5,904円、7号給5,949円、8号給5,994円」を「5,971円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規則別表第1及び別表第7の規定を適用する場合には、改正前の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）別表第1及び別表第7の規定並びに単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成27年鹿児島県規則第20号。以下この項において「平成27年改正規則」という。）附則第2項の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則別表第1及び別表第7の規定並びに平成27年改正規則附則第2項の規定による給与の内払とみなす。
- 3 平成28年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則別表第5の規定による号給が改正前の規則別表第5の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則別表第5の規定にかかわらず、改正前の規則別表第5の規定による号給とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から平成29年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。
- 5 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項については、鹿児島県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年鹿児島県条例第38号）の適用を受ける職員の例による。

告 示

鹿児島県告示第1107号

平成17年3月29日鹿児島県告示第497号（非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額）の一部を次のように改正し、平成28年12月26日から施行する。

改正後の告示の規定は、平成28年4月1日から適用する。

改正後の告示の規定を適用する場合においては、改正前の告示の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の告示の規定による報酬の内払とみなす。

平成28年12月26日

鹿児島県知事 三反園訓

表を次のように改める。

区 分		報 酬 額	
知事公室	広報アシスタント	日額 6,960円以内	
総務部	かごしま県民交流センター館長	月額 550,000円以内	
	共生・協働推進専門員	日額 7,960円以内	
	行政不服審査会委員	会長	日額 20,000円以内
		委員	日額 17,000円以内
	教務補助員	日額 7,380円以内	
	県政情報相談員	日額 7,060円以内	
	県税事務相談員	日額 8,700円以内	
	県税事務補助員	日額 7,060円以内	
	交通事故相談員	月額157,070円以内又は日額7,890円以内	
	公報編集員	日額 7,060円以内	
	産学コーディネーター	日額 9,930円以内	
	私立学校事務補助員	日額 7,060円以内	
	施設管理事務補助員	日額 7,430円以内	
	消費生活相談支援員	日額 9,930円以内	
	消費生活相談専門員	日額 9,930円以内	
	消費生活調査員	日額 8,800円以内	
	情報公開・個人情報保護審査会委員	会長	日額 20,000円以内
		委員	日額 17,000円以内
	職員カウンセラー	日額 10,500円以内	
	食品表示指導員	日額 7,960円以内	
	資料調査編集員	月額 137,920円以内	
	政治資金事務補助員	日額 7,060円以内	
	青少年育成指導員	月額 137,920円以内	
	選挙事務調査員	月額 207,100円以内	
	男女共同参画相談員	日額 7,150円以内	
	展示解説員	月額 137,920円以内	
	ふるさと交流推進専門員	日額 10,720円以内	
文化振興指導員	月額 137,920円以内		
文書管理補助員	日額 7,060円以内		
文書事務補助員	日額 8,700円以内		
幼保連携事務専門員	日額 7,060円以内		
歴史資料センター黎明館館長	月額 600,000円以内		
企画部	航空対策専門員	日額 7,060円以内	

環境林 務部	統計調査員	日額	7,030円以内	
	疫学調査員	日額	7,960円以内	
	鹿児島県管理型処分場整備特別顧問	月額	100,000円以内	
	県営林管理補助員	日額	5,670円以内	
	県有林管理専門員	日額	9,170円以内	
	公害健康被害診療報酬審査委員	日額	8,350円以内	
	公害健康被害認定審 査会委員	会長	日額	57,200円以内
		副会長	日額	54,900円以内
		委員	日額	52,600円以内
	公害審査会委員	あっせん委員	日額	20,000円以内
		調停委員	日額	20,000円以内
		仲裁委員	日額	20,000円以内
	公害紛争処理専門調査委員	日額	11,010円以内	
	公害保健推進員	日額	7,960円以内	
	産業廃棄物適正処理監視指導員	日額	7,960円以内	
	鳥獣保護管理員	日額	5,670円以内	
	水俣病検診専門委員	日額	40,000円以内	
保健福 祉部	医療給付専門指導員	日額	12,640円以内	
	医療扶助専門指導員	日額	6,990円以内	
	受付相談員	日額	6,780円以内	
	援護業務相談員	日額	7,490円以内	
	介護審査事務専門員	日額	7,060円以内	
	介護保険審査会専門調査員	日額	13,570円以内	
	介護保険報酬専門指導員	日額	7,960円以内	
	鹿児島県医療安全支援センター相談員	日額	7,960円以内	
	鹿児島県地域医師育成特別顧問	月額	100,000円以内	
	鹿児島県地域医療研修特別顧問	月額	100,000円以内	
	家庭相談員	月額	88,830円以内	
	看護審査事務専門員	日額	7,060円以内	
	狂犬病予防員	日額	12,860円以内	
	後期高齢者医療制度専門員	月額	437,000円以内	
	高次脳機能障害者支援員	日額	7,960円以内	
	国民健康保険指導監査専門医	日額	18,650円以内	
	子ども支援員	日額	8,260円以内	
	こども総合療育センター非常勤看護師	日額	7,140円以内	
	里親推進員	日額	8,260円以内	
	自殺対策調整員	日額	7,960円以内	
	児童生活指導員	月額	180,930円以内	
	児童等学習指導員	日額	8,260円以内	
	児童福祉相談員	日額	7,480円以内	
	就労支援員	日額	7,770円以内	
	障害者くらし安心相談員	日額	7,960円以内	
	障害福祉サービス等報酬専門指導員	日額	7,960円以内	
	食肉衛生検査補助員	日額	6,960円以内	
	食肉検査員	日額	16,180円以内	
	心理カウンセラー	日額	7,060円以内	
	精神保健指定医	日額	13,570円以内	
	電話相談員	日額	7,480円以内	
	動物愛護専門員	日額	6,960円以内	
	難病相談支援員	日額	6,780円以内	

	難病相談・支援センター社会福祉相談員	日額 7,480円以内
	難病相談・支援センター所長	日額 22,500円以内
	難病相談・支援センター保健相談員	日額 7,960円以内
	パーキングパーミット制度推進員	日額 7,060円以内
	ハブ対策専門員	日額 11,430円以内
	非常勤医師	1時間につき9,500円以内
	非常勤作業療法士	日額 8,700円以内
	非常勤獣医師	日額 12,860円以内
	非常勤宿直員	日額 6,910円以内
	非常勤心理指導員	日額 7,060円以内
	非常勤心理判定員	日額 7,060円以内
	非常勤聴能言語訓練士	日額 7,150円以内
	非常勤理学療法士	日額 8,700円以内
	非常勤臨床検査技師	日額 8,700円以内
	福祉推進員	日額 7,060円以内
	婦人相談員	月額 163,170円以内
	保健相談員	日額 7,960円以内
	母子・父子自立支援員	月額 167,850円以内
	輸出水産食品検査員	日額 7,960円以内
	若駒学園管理補助員	日額 8,320円以内
商工労働水産部	鹿児島県観光振興特別顧問	月額 120,000円以内
	鹿児島県国際交流特別顧問	月額 100,000円以内
	観光広報アシスタント	日額 6,960円以内
	企画研修指導員	日額 8,200円以内
	企画情報専門員	日額 8,700円以内
	国際交流員	月額 380,000円以内
	債権管理事務補助員	日額 7,060円以内
	就職相談・支援員	日額 7,770円以内
	巡回就職支援指導員	日額 7,770円以内
	障害者就業開拓推進員	日額 6,780円以内
	障害者職業訓練コーチ	日額 7,770円以内
	障害者職業訓練コーディネーター	日額 7,770円以内
	職業訓練等推進員	日額 7,770円以内
	職業指導員	日額 15,030円以内
	職業能力開発校寮監	月額 158,500円以内
	進出企業アドバイザー	日額 7,960円以内
	水産研究業務補助員	日額 6,870円以内
	精神保健カウンセラー	日額 7,480円以内
	知的財産活用推進員	日額 11,340円以内
	特別労働相談員	日額 15,000円以内
	ふるさと人材相談員	日額 9,680円以内
	ふるさと特産運動推進指導員	月額 180,930円以内
	離職者訓練推進員	日額 7,060円以内
	労働問題相談員	日額 12,300円以内
農政部	大隅加工技術研究センター研究調整監	月額 400,000円以内
	大隅加工技術研究センター所長	月額 300,000円以内
	学生指導員	日額 7,060円以内
	家畜防疫指導員	日額 15,070円以内
	国有農地等調査員	日額 7,530円以内

	食品加工事業者連携推進員		日額	9,930円以内
	畜産改良業務補助員		日額	8,650円以内
	農業機械化研修補助員		日額	7,960円以内
	農村生活研修指導員		日額	7,060円以内
	農大研修専門員		日額	11,540円以内
	農大非常勤教授		日額	11,540円以内
	病害虫防除員		日額	5,000円以内
	保健指導員		日額	6,780円以内
土木部	建設業審査事務専門員		日額	7,060円以内
	公営住宅管理人		月額	1,000円に管理戸数1戸につき100円を加算した額
	宅地建物取引事務専門員		日額	8,930円以内
	登記対策専門員		日額	10,500円以内
	土木施設管理補助員		日額	7,060円以内
危機管理局	鹿児島県原子力安全対策特別顧問		月額	100,000円以内
	国民保護協議会幹事		日額	4,950円以内
	災害応急業務嘱託員		昼間勤務1回につき	9,940円以内 夜間勤務1回につき17,320円以内
	消防学校舎監		月額	158,500円以内
	防災会議幹事		日額	4,950円以内
	防災研修センター管理員		日額	9,420円以内
	防災研修センター管理補助員		日額	8,360円以内
出納局	政府調達苦情検討委員会委員	委員長	日額	20,000円以内
		委員	日額	17,000円以内
県議会	議会図書専門員		日額	7,960円以内
教育委員会	外国語指導助手		月額	380,000円以内
	学芸指導員		日額	6,870円以内
	学習指導員		1時間につき	3,150円以内
	学生寮寮監		月額	156,610円以内
	鹿児島県立図書館館長		月額	300,000円以内
	学校医		日額	20,800円以内
	学校図書補助員		月額	165,030円以内
	学校薬剤師		日額	15,800円以内
	教育職員健康診断検査諮問委員		日額	9,900円以内
	教員適性検査問題作成委員		日額	9,900円以内
	教員免許事務補助員		日額	7,060円以内
	教科用図書選定審議会専門調査員		日額	9,900円以内
	高等学校入学者選抜学力検査問題作成委員		日額	9,900円以内
	校務補助員		日額	6,870円以内
	社会教育指導員		月額	134,200円以内
	奨学資金管理専門員		日額	8,700円以内
	職員健康管理嘱託員		日額	7,960円以内
	特別支援学校看護師		日額	8,960円以内
	特別支援教育支援員		日額	7,060円以内
	文化財調査員		日額	10,360円以内
	文化財保護指導委員		月額	6,700円以内
	保育支援員		日額	7,120円以内
	保健指導員		日額	7,960円以内
	臨床心理相談員		日額	9,050円以内

選挙管理委員会	選挙長	日額 10,700円以内	
	選挙分会長	日額 10,700円以内	
	選挙立会人	日額 8,900円以内	
公安委員会	警察安全相談員	日額 7,960円以内	
	交通安全指導専門員	日額 9,170円以内	
	交通事務専門員	日額 7,060円以内	
	交通聴聞員	月額 200,530円以内	
	交番相談員	日額 7,060円以内	
	少年相談員	日額 7,060円以内	
	少年補導職員	月額 165,030円以内	
	スクールサポーター	日額 7,060円以内	
	捜査事務専門員	日額 7,060円以内	
	DNA型鑑定支援業務従事者	日額 7,060円以内	
	防犯活動専門員	日額 7,060円以内	
	遊技機調査員	日額 7,060円以内	
	労働委員会	特別調整委員	日額 8,800円以内
		あっせん員	日額 8,800円以内
収用委員会	あっせん委員	日額 11,000円以内	
	仲裁委員	日額 11,000円以内	
各部・各種委員会共通	学芸専門員	月額 200,530円以内	
	技術補助員	日額 10,010円以内	
	教育相談員	月額 180,930円以内	
	研修専門員	月額180,930円以内又は日額9,090円以内	
	講師	大学教授級	1時間につき6,100円以内
		大学准教授級	1時間につき5,100円以内
		大学講師級	1時間につき4,600円以内
		その他	1時間につき3,400円以内
	参与	月額 100,000円以内	
	試験委員	日額 9,900円以内	
	試験監督員	日額 6,250円以内	
	職員相談員	月額180,930円以内又は日額9,090円以内	
	嘱託医	月額94,990円以内又は日額13,570円以内	
	生活指導員	月額141,670円以内又は日額7,120円以内	
	庁務補助員	日額 6,870円以内	
	非常勤看護師	日額 6,780円以内	
	非常勤警備員	勤務1回につき7,730円以内	
	非常勤嘱託員	日額 7,960円以内	
	文書事務専門員	月額 156,610円以内	
	法律顧問	月額 165,000円以内	
用地交渉員	日額 8,930円以内		
用地調査員	日額 7,530円以内		
前各項に定めのない附属機関の構成	附属機関の長	日額 11,200円以内	
	附属機関のその他の構成員	日額 9,900円以内	

成員

教育委員会規則

鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則及び教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

鹿児島県教育委員会規則第13号

鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則及び教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

(鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則の一部改正)

第1条 鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則（昭和32年鹿児島県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第7イの表中

54	53	66	65
55	54	66	66
56	54	66	66
57	55	66	66
57	55	66	66
58	56	67	66
58	56	67	66
59	57	67	67
59	58	67	67
60	59	68	67
		68	67
		68	68
		68	68
		68	68
		69	68
		69	68

を に, を に改める。

69	68
70	68
70	69
70	69
71	70
71	70

（教育職員の給料の調整額に関する規則の一部改正）

第2条 教育職員の給料の調整額に関する規則（昭和32年鹿児島県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2アの表1級の項中「6,912円」を「6,984円」に、「6,979円」を「7,051円」に、「7,047円」を「7,119円」に、「7,114円」を「7,186円」に、「7,191円」を「7,263円」に、「7,276円」を「7,348円」に、「7,357円」を「7,429円」に、「7,438円」を「7,510円」に、「7,519円」を「7,591円」に、「7,614円」を「7,686円」に、「7,704円」を「7,776円」に、「7,794円」を「7,866円」に、「7,884円」を「7,956円」に、「7,983円」を「8,055円」に、「8,082円」を「8,154円」に、「8,181円」を「8,253円」に、「8,284円」を「8,356円」に、「8,401円」を「8,473円」に、「8,514円」を「8,586円」に、「8,626円」を「8,698円」に、「8,739円」を「8,811円」に、「8,815円」を「8,887円」に、「8,892円, 24号給8,968円」を「8,964円」に改め、同表2級の項中「8,905円」を「8,977円」に、「8,982円」を「9,054円」に、「9,054円」を「9,130円」に、「9,130円」を「9,207円」に、「9,211円」を「9,288円」に、「9,288円」を「9,364円」に、「9,364円」を「9,441円」に、「9,436円」を「9,513円」に、「9,517円」を「9,594円」に、「9,603円」を「9,679円」に、「9,688円」を「9,765円」に、「9,774円」を「9,850円」に、「9,850円」を「9,927円」に、「9,940円」を「10,017円」に、「10,030円」を「10,107円」に、「10,120円」を「10,197円」に、「10,206円」を「10,282円」に、「10,327円」を「10,404円」に、「10,449円」を「10,525円」に、「10,570円」を「10,647円」に、「10,687円」を「10,764円」に、「10,813円」を「10,890円」に、「10,930円, 24号給11,052円」を「11,007円」に改める。

別表第2イの表1級の項中「6,912円」を「6,984円」に、「6,979円」を「7,051円」に、「7,047円」を「7,119円」に、「7,114円」を「7,186円」に、「7,191円」を「7,263円」に、「7,276円」を「7,348円」に、「7,357円」を「7,429円」に、「7,438円」を「7,510円」に、「7,519円」を「7,591円」に、「7,614円」を「7,686円」に、「7,704円」を「7,776円」に、「7,794円」を「7,866円」に、「7,884円」を「7,956円」に、「7,983円」を「8,055円」に、「8,082円」を「8,154円」に、「8,181円」を「8,253円」に、「8,284円」を「8,356円」に改め、同表2級の項中「7,627円」を「7,699円」に、「7,722円」を「7,794円」に、「7,816円」を「7,888円」に、「7,915円」を「7,987円」に、「8,005円」を「8,077円」に、「8,104円」を「8,176円」に、「8,203円」を「8,275円」に、「8,302円」を「8,374円」に、「8,406円」を「8,478円」に、「8,532円」を「8,604円」に、「8,653円」を「8,725円」に、「8,775円」を「8,847円」に、「8,905円」を「8,977円」に、「8,982円」を「9,054円」に、「9,054円」を「9,130円」に、「9,130円」を「9,207円」に、「9,211円」を「9,288円」に、「9,288円」を「9,364円」に、「9,364円」を「9,441円」に、「9,436円」を「9,513円」に、「9,517円」を「9,594円」に、「9,603円」を「9,679円」に、「9,688円」を「9,765円」に、「9,774円」を「9,850円」に、「9,850円」を「9,927円」に、「9,940円」を「10,017円」に、「10,030円」を「10,107円」に、「10,120円」を「10,197円」に、「10,206円」を「10,282円」に、「10,327円」を「10,404円」に、「10,449円」を「10,525円」に、「10,570円」を「10,647円」に、「10,687円」を「10,764円」に、「10,813円, 35号給10,930円」を

「10,890円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則（以下「改正後の初任給等規則」という。）の規定及び第2条の規定による改正後の教育職員の給料の調整額に関する規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。
（平成28年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）
- 3 平成28年4月1日からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給等規則の規定による号給が第1条の規定による改正前の鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則（以下「改正前の初任給等規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給等規則の規定にかかわらず、改正前の初任給等規則の規定による号給とするものとする。
（施行日から平成29年3月31日までの間における異動者の号給）
- 4 施行日から平成29年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

公安委員会規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

鹿児島県公安委員会規則第19号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和32年鹿児島県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条，第2条の2関係）

現 業 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	127,900	179,200	200,900	248,200	277,500
	2	128,800	180,700	202,300	249,400	279,400
	3	129,800	182,200	203,700	250,500	281,200
	4	130,700	183,700	205,000	251,700	283,000
	5	131,700	185,000	206,300	252,600	284,800
	6	132,700	186,500	207,700	253,900	286,600
	7	133,700	187,900	209,100	255,000	288,300
	8	134,700	189,300	210,500	256,200	290,100
	9	135,500	190,700	211,900	257,300	291,800
	10	136,500	191,900	213,500	258,400	293,600
	11	137,500	193,200	215,100	259,600	295,300
	12	138,600	194,300	216,500	260,800	297,100
	13	139,400	195,500	217,800	261,800	298,600
	14	140,400	196,600	219,300	262,900	300,300
	15	141,400	197,700	220,800	263,900	301,900
	16	142,400	198,800	222,100	264,900	303,400
	17	143,500	199,900	223,100	266,000	305,000
	18	144,700	201,000	223,900	267,200	306,600
	19	145,900	202,000	224,800	268,300	308,300
	20	147,100	203,000	225,800	269,200	310,000
	21	148,200	204,000	226,700	270,200	311,200
	22	149,400	205,100	228,200	271,300	312,600
	23	150,600	206,200	229,500	272,400	314,000
	24	151,800	207,200	230,600	273,400	315,500
	25	153,000	208,100	232,100	274,400	316,800
	26	154,500	209,000	233,400	275,500	318,300
	27	156,000	209,700	234,700	276,600	319,700
	28	157,500	210,600	236,000	277,700	321,100
	29	158,900	211,500	237,100	278,600	322,700
	30	160,400	212,700	238,300	279,700	323,900
	31	161,900	213,700	239,600	280,700	325,200
	32	163,400	214,600	240,800	281,700	326,400
	33	164,900	215,300	241,900	282,600	327,500
	34	166,700	216,500	243,200	283,500	328,400
	35	168,500	217,600	244,300	284,500	329,500
	36	170,300	218,800	245,500	285,600	330,600
	37	172,100	219,600	246,800	286,300	331,700
	38	173,800	220,800	248,000	287,200	332,800
	39	175,500	222,000	249,300	288,100	333,800
	40	177,200	223,100	250,600	289,000	334,800
	41	178,800	224,000	251,600	289,800	335,800
	42	180,200	225,200	252,900	290,800	336,800
	43	181,600	226,200	254,000	291,800	337,800
44	183,000	227,300	255,300	292,700	338,800	

45	184,500	228,400	256,200	293,400	339,700
46	185,900	229,500	257,300	294,300	340,700
47	187,300	230,600	258,500	295,200	341,700
48	188,700	231,600	259,500	296,100	342,700
49	190,000	232,600	260,700	296,800	343,600
50	191,200	233,700	261,900	297,400	344,500
51	192,300	234,800	263,100	298,100	345,400
52	193,500	236,000	264,000	298,900	346,200
53	194,600	237,100	265,100	299,500	347,000
54	195,700	238,100	266,200	300,300	347,800
55	196,800	239,000	267,400	301,000	348,600
56	197,900	239,800	268,600	301,700	349,300
57	199,000	240,800	269,500	302,400	350,000
58	200,000	241,800	270,500	303,100	350,800
59	201,000	242,800	271,600	303,900	351,600
60	202,000	243,700	272,600	304,600	352,300
61	203,100	244,700	273,700	305,200	353,000
62	204,000	245,600	274,800	305,900	353,700
63	204,900	246,500	275,700	306,600	354,400
64	205,800	247,400	276,800	307,300	355,100
65	206,500	248,200	277,700	307,800	355,700
66	207,300	249,000	278,500	308,300	356,200
67	208,000	249,800	279,300	308,900	356,700
68	208,800	250,500	280,100	309,500	357,200
69	209,200	251,300	280,900	310,100	357,600
70	209,800	251,900	281,700	310,500	
71	210,100	252,400	282,500	311,000	
72	210,700	252,900	283,200	311,500	
73	211,000	253,100	284,000	311,800	
74	211,600	253,500	284,700	312,300	
75	212,100	254,000	285,500	312,800	
76	212,900	254,500	286,300	313,200	
77	213,100	255,000	286,900	313,400	
78	213,800	255,400	287,400	313,700	
79	214,300	255,900	287,900	314,000	
80	214,900	256,400	288,300	314,300	
81	215,600	256,700	288,700	314,600	
82	216,100	257,000	289,100	314,900	
83	216,700	257,300	289,600	315,200	
84	217,400	257,600	290,100	315,500	
85	218,000	257,800	290,500	315,700	
86	218,600	258,000	291,100	316,100	
87	219,100	258,300	291,700	316,400	
88	219,800	258,600	292,300	316,600	
89	220,300	258,800	292,600	316,800	
90	220,900	259,000	293,100	317,100	
91	221,500	259,400	293,600	317,400	
92	222,000	259,600	294,000	317,700	

	93	222,400	259,900	294,400	317,900	
	94	222,900	260,300	294,900	318,200	
	95	223,400	260,600	295,400	318,500	
	96	223,900	260,900	295,900	318,700	
	97	224,500	261,100	296,200	318,900	
	98	225,000	261,400	296,600	319,200	
	99	225,500	261,600	297,100	319,500	
	100	226,000	261,900	297,600	319,700	
	101	226,400	262,200	298,000	319,900	
	102	226,900	262,400	298,400		
	103	227,500	262,700	298,700		
	104	228,100	263,000	299,000		
	105	228,500	263,200	299,300		
	106	229,000	263,400	299,700		
	107	229,500	263,700	300,100		
	108	229,900	263,900	300,500		
	109	230,100	264,200	300,800		
	110	230,500	264,500	301,200		
	111	231,000	264,800	301,600		
	112	231,500	265,000	301,900		
	113	231,800	265,200	302,100		
	114	232,300	265,500	302,400		
	115	232,800	265,700	302,700		
	116	233,300	265,900	302,900		
	117	233,600	266,200	303,100		
	118	234,000	266,500	303,400		
	119	234,400	266,800	303,700		
	120	234,800	267,100	303,900		
	121	235,200	267,200	304,100		
	122		267,500	304,400		
	123		267,800	304,700		
	124		268,100	304,900		
	125		268,200	305,100		
	126		268,500	305,400		
	127		268,800	305,700		
	128		269,100	305,900		
	129		269,200	306,100		
	130		269,500	306,400		
	131		269,800	306,700		
	132		270,100	306,900		
	133		270,200	307,100		
	134		270,500			
	135		270,800			
	136		271,100			
	137		271,200			
再任用職員		192,800	203,900	222,400	243,200	273,900

備考 職員の給料月額は、この表に掲げる給料月額に100分の100.25を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）とする。

別表第5中

30		29
31		30
32		30
33		31
33	を	31
34		32
34		32
35		33
35		34
26		35

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規則別表第1の規定を適用する場合においては、改正前の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）別表第1の規定及び単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成27年鹿児島県公安委員会規則第11号。以下この項において「平成27年改正規則」という。）附則第2項の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則別表第1の規定及び平成27年改正規則附則第2項の規定による給与の内払とみなす。
- 3 平成28年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則別表第5の規定による号給が改正前の規則別表第5の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則別表第5の規定にかかわらず、改正前の規則別表第5の規定による号給とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から平成29年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。
- 5 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項については、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年鹿児島県条例第48号）の適用を受ける職員の例による。

.....

鹿児島県地方警察職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

鹿児島県公安委員会規則第20号

鹿児島県地方警察職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則（平成3年鹿児島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第7イの表中

36	「	36	「	36
36		36		36
37		37		37
38		37		37
39		38		38
40		38		38
41		39		39
41	を	39	に改める。	39
42		40		40
42		40		40
43		41		41
43		41		41
44		42		42
44		42		42
45		43		43
」		」		」

別表第7ウの表中

32	「	32	「	58	「	57	「	38	「	37
32		58		58		58		38		38
		59		58		58		38		38
				39		39		39		38
				39		39		39		39

32		32		59		58		40		39
32		32		60		59		40		39
33		33		60		59		40		39
34		33		61		59		40		39
35		34		61		60		40		40
36		34		61		60		41		40
37	を	35	に、	61	を	60	に、	41	を	40
37		35		62		61		41		40
38		36		62		61		41		40
38		36		62		61		41		41
39		37		62		62		42		41
39		38		63		62		42		41
40		39		63		62		42		41
	」		」	63		63		42		41
				63		63		42		42
				64		63		43		42
								43		42
								43		42
								43		42
								43		42
								43		42

別表第7エの表中

82	81
82	82
82	82
82	82
83	82

83		82
83		83
83		83
84		83
84		83
84		83
84		84
85	を	84 に改める。
85		84
85		84
85		84
86		85
86		85
86		85
86		86
87		86
87		86
87		87
87		87
88		87

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の鹿児島県地方警察職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正後の初任給規則」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。
（平成28年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）
- 平成28年4月1日からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給規則の規定による号給が改正前の鹿児島県地方警察職員の初任給、昇格、昇給等に関する

規則（以下この項において「改正前の初任給規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給規則の規定にかかわらず、改正前の初任給規則の規定による号給とするものとする。

（施行日から平成29年3月31日までの間における異動者の号給）

- 4 施行日から平成29年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。